

# 生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第3回）

日 時 平成19年10月12日（金）

午前10時

場 所 生駒市コミュニティセンター404会議室

## 次 第

### 案 件

- 1 当部会の検討事項について
  - (1) 意思決定の明確化について
  - (2) 情報収集・管理について
  - (3) 個人情報保護について
  - (4) 広聴応答義務について
  - (5) 広聴対応機関について

- 2 その他

生駒市市民自治検討委員会広報広聴部会（第3回）検討資料

各市町条例 (1) 意思決定の明確化	<p>【ニセコ町】 (意思決定の明確化) 第6条 町は、町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより、町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならない。</p> <p>【伊賀市】 (意思決定過程の情報共有) 【再掲】 第8条 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。</p>
生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)	<p>【例示】 市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。</p> <p>【基本構想案】 ●市は、市民に対し、市政に関する意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならないことを規定する。</p>

<p>各市町条例 (2) 情報収集・管理</p>	<p><b>【ニセコ町】</b> (情報の収集及び管理) 第8条 町は、まちづくりに関する情報を正確かつ適正に収集し、速やかにこれを提供できるよう統一された基準により整理し、保存しなければならない。</p> <p><b>【伊賀市】</b> (情報の収集及び管理) 第10条 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。 2 市は、その有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p><b>【篠山市】</b> (情報の共有、提供及び公開) <b>【再掲】</b> 第5条 3 市は、市民が容易に情報を得られるよう、仕組みや体制を整備するとともに、情報を適正に収集、保存しなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p><b>【例示】</b> 市は、市政運営に必要な情報の収集に努めるとともに、その有する情報を適正に管理しなければならない。</p> <p><b>【基本構想案】</b> <b>●市は、市政運営に必要な先進情報を常に収集すべきこと及び保有する情報を適正に管理しなければならないことを規定する。</b></p>

各市町条例  
(3) 個人情報保護

**【ニセコ町】**  
(個人情報の保護)  
第9条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じなければならない。

**【宝塚市】**  
(個人情報の保護)  
第10条 市は、個人情報の保護に努めなければならない。

**【生野町】**  
(個人情報の保護)  
第26条 町は、個人の権利及び利益が侵害されることのないように、個人情報の保護について必要な措置を講じなければならない。

**【多摩市】**  
(個人情報の保護)  
第19条 市議会及び市の執行機関は、市民の自己に関する個人情報の開示、訂正、削除等を請求する権利を保障するとともに、個人情報の保護措置を講じ、市民の基本的な人権を擁護し、信頼される市政を実現しなければなりません。

**【伊賀市】**  
(個人情報の保護)  
第11条 市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。  
2 前項に関することは、別に定める。

**【名張市】**  
(個人情報保護)  
第13条 市は、市民の基本的な人権を守るため、別に条例で定めるところにより、個人情報の保護を厳正に行うとともに、自己に係る個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利に対して適切な措置を講じなければならない。

**【篠山市】**  
(個人情報の保護)  
第7条 市は、市民の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について必要な措置を講じなければならない。

生駒市としての考え方  
(例示及び基本構想案)

**【例示】**  
市は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならない。

**【基本構想案】**  
●市は、個人情報の収集、利用、提供及び管理等について、必要な措置を講じなければならないことを規定する。

各市町条例  
(4) 広聴応答義務

**【二セコ町】**  
(意見・要望・苦情等への応答義務等)  
第32条 町は、町民から意見、要望、苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、応答しなければならない。  
2 町は、前項の応答に際してその意見、要望、苦情等にかかわる権利を守るための仕組み等について説明するよう努めるものとする。  
3 町は、前2項の規定による応答を迅速かつ適切に行うため、対応記録を作成する。

**【多摩市】**  
(説明・応答責任)  
第20条  
2 市の執行機関は、市民から寄せられた意見その他市民からの要望等に対し、応答する責任を負うものとします。

**【伊賀市】**  
(苦情等への対応)  
第50条 市は、市民から苦情、要望、提言、意見等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。  
2 市は、市民から法令に規定する直接請求、争訟制度の手続等の方法について説明を求められたときは、説明をしなければならない。

**【名張市】**  
(要望等への対応)  
第15条 市は、市民からの要望、意見、提案等に対して迅速かつ誠実に対応するとともに、その結果を速やかに回答しなければならない。  
2 市は、市民から寄せられた苦情について、その内容や原因を調査分析し、業務の改善を行うなど適切な措置を講じなければならない。

**【篠山市】**  
(意見、要望及び苦情等への対応)  
第21条 市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。  
2 市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めるものとする。

生駒市としての考え方  
(例示及び基本構想案)

**【例示】**  
市は、市民からの行政に関する意見、要望及び苦情等があったときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に対応するものとする。  
市は、前項の規定による対応を迅速かつ適正に行うため記録を作成し、整理、保存に努めるものとする。

**【基本構想案】**  
●市は、市民からの意見、要望及び苦情等に誠実に対応するとともに、その記録の作成、整理、保存に努めなければならないことを規定する。

<p>各市町条例 (5) 広聴対応機関</p>	<p><b>【ニセコ町】</b>  (意見・要望・苦情等への対応のための機関)  第33条 町は、町民の権利の保護を図り、町の行政執行により町民が受ける不利益な扱いを簡易かつ迅速に解消させるため、不利益救済のための機関を置くことができる。</p> <p><b>【伊賀市】</b>  (苦情等への対応)  第50条  3 市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の設置に努めなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方 (例示及び基本構想案)</p>	<p><b>【例示】</b>  市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならない。</p> <p><b>【基本構想案】</b>  ●市は、市民の苦情、要望、提言、意見等に対応するため、適正な機関の運用に努めなければならないことを規定する。</p>